

令 和 2 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

第 7 回定例会 9 月 2 日 開 会
9 月 17 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和 2 年 9 月 17 日 (木曜日)

第 7 回南三陸町議会定例会会議録

(第 7 日目)

令和2年9月17日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者 三浦 浩君
総務課長 高橋 一清君
企画課長 及川 明君
建設課長 及川 幸弘君

教育委員会部局

教育長 齊藤 明君

監査委員部局

代表監査委員 芳賀 長恒君
事務局長 男澤 知樹君

事務局職員出席者

事務局長 男澤 知樹
主幹兼総務係長 小野 寛和
兼議事調査係長

議事日程 第7号

- 令和元年9月17日（木曜日） 午後2時35分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案の訂正について
- 第 4 令和元年度決算審査特別委員会報告
- 第 5 認定第 1号 令和元年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 2号 令和元年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 3号 令和元年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 4号 令和元年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 5号 令和元年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第10 認定第 6号 令和元年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 7号 令和元年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 8号 令和元年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 第13 認定第 9号 令和元年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
- 第14 認定第 10号 令和元年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
- 第15 議案第115号 工事請負契約の締結について
- 第16 発議第 4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 第17 議員派遣について
- 第18 閉会中の継続審査申出について
- 第19 閉会中の継続調査申出について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで

午後2時35分 開議

○議長（三浦清人君） 改めまして、大変お疲れさまでございます。

長時間にわたっての決算審査特別委員会、大変御苦労さまでございました。

村岡委員長さんには大変御苦労をおかけいたしました。感謝を申し上げます。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

暑い方は脱衣を許可いたします。

なお、傍聴の申出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において14番後藤清喜君、15番山内昇一君を指名いたします。よろしくお願いいいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の会議の説明のための出席者については、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に、お手元に既に配付しておりますとおり、町長送付議案1件、議員提出議案1件、及び議案の一部修正についての文書2件が提出され、これを受理しております。

次に、令和元年度決算審査特別委員会より、お手元に配付しておりますとおり委員会審査報告書が提出されております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の訂正について

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案の訂正についてを議題といたします。

町長から今月15日付及び16日付で認定第1号令和元年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第5号令和元年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についての議案の訂正について文書が提出されております。

これについては、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会において、既に町長から説

明がなされておりますので、説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案の訂正についてを採決いたします。

提出された議案の一部を訂正することについて、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、議案の訂正についてを許可することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。皆さんお休みください。

この決算附表をテーブルの上に置いておいてください。休憩間に訂正をいたします。よろしくお願いいたします。

再開は3時といたします。

午後2時38分 休憩

午後2時59分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開いたします。

日程第4 令和元年度決算審査特別委員会報告

○議長（三浦清人君） 日程第4、令和元年度決算審査特別委員会報告を行います。

令和元年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。

本件についての委員長報告は、議長を除く議員全員による特別委員会であり、お手元に報告書が配付されておりますので、会議規則第41条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

委員長報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑については会計ごとに行います。

以上で、令和元年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

日程第5 認定第1号 令和元年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
○議長（三浦清人君） 日程第5、認定第1号令和元年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、令和元年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第6 認定第2号 令和元年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、認定第2号令和元年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を議題といたします。

本案については、令和元年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7 認定第3号 令和元年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第7、認定第3号令和元年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、令和元年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより認定第3号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8 認定第4号 令和元年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（三浦清人君） 日程第8、認定第4号令和元年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、令和元年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9 認定第5号 令和元年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（三浦清人君） 日程第9、認定第5号令和元年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決

算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に質疑を求める。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより認定第5号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10 認定第6号 令和元年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第10、認定第6号令和元年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、令和元年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11 認定第7号 令和元年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第11、認定第7号令和元年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、令和元年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12 認定第8号 令和元年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第12、認定第8号令和元年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13 認定第9号 令和元年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第13、認定第9号令和元年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

認定第9号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14 認定第10号 令和元年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計
決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第14、認定第10号令和元年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより認定第10号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15 議案第115号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第15、議案第115号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第115号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度町道平磯線道路改良工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第115号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

追加提案の議案書をお開きください。

契約の目的でございます。令和2年度町道平磯線道路改良工事でございます。

契約金額、2億3,650万円でございます。

契約の相手方でございます、遠藤・佐千代特定建設工事共同企業体。代表構成員、株式会社遠藤組、構成員、株式会社佐千代組でございます。

議案関係参考資料の1ページをお開きください。

工事の場所、志津川字平磯地内外でございます。

工事の概要でございます。

施工延長718.7メートル、車道幅員6メートル、有効幅員7.5メートルでございます。

道路土工、のり面工、排水工、舗装工、防護柵工、区画線工、構造物撤去工一式となってございます。

工事の期間については、令和3年3月31日までとしてございます。

2ページ目をお開きください。

2ページ目のほうに工事位置図を添付させていただいてございます。

中央部分に赤書き、引き出し、それと、今回施工延長ということで、718.7メートルということで、路線については赤で塗りつぶしをさせていただいてございます。

3ページ目をお開きください。

3ページ目につきましては、平面図、それと標準断面図、あと状況の写真等を添付させていただいております。

4ページ目には、工事請負仮契約書を添付させていただいております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

この路線ですけれども、現在、何メートルの幅員、既存の道路がありますけれども、なのか。新しく7,500センチだから、7メートル50に幅員、すると思うんですけども、現在の幅員をお伺いします。

それから、グリーンのこの未施工区間なんですけれども、これはいつから始まって、いつ完了するのか、この路線の完成ですね、目指していくのか。

その辺と、役場のここの道路、道路から入るわけですけれども、現在ここには既存の道路があるのか。どこからがあるのか、その辺確認お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、1点目のご質問でございます。現在の道路幅員ということでございますが、場所によって様々でございますが、3メートル程度とお考えをいただければと思います。

未施工区間の施工、いつ終わるのというご質問でございますが、未施工区間については、今、用地交渉等々と進めてございまして、それが整い次第着工したいと考えてございます。

3点目の役場付近、どこにつながるのということでございますが、東浜中央線の復興連絡道路にぶつかる交差点に接続をいたします。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 道路が未実施のところがあるって、町道東浜中央線のところにはまだつながっていないということは、そこの区間は、この図面を見ますと、森になっているようなんですけれども、これは新たに、こここの区間が、未設置の174メートル、これが新たにここにできるものだと解していいのか。それから、544.5メートルは幅員が3メートル程度だけれども既存の道路があるということで解釈してよろしいですか。

それから、未施工区間の180メートル、黄色の部分ですね、と80メートルは、これは道路があるんでしょうか。新たに造るのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、先ほど、道路幅員3メートル程度というのは、既存の道路がある部分のお話でございまして、今、議員御質問の174.2メートル、東浜中央線につながる部分、こちらと、今回施工の544.5メートルの部分には、現在は道路としては形態をなしていないということでございます。

それと、御質問ちょっと、もう一点あったかと思うんですが、すみません、もう一度ちょっとお聞かせをいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 未施工分ですね。未施工区間の180メートルと、このLの80メートルというのは、今道路がないという状況なのか、新たに造るという、今後ですね、そういう状況なのかということです。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 申し訳ございません、聞き逃してしまいました。

こちらは、道路を新たに新設するということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 前議員も聞いたんですけれども、ちょっと説明が分からなかつたので。

私も未施工区間180メートルの部分は、用地買収その他という答弁あつたんですが、大体いつ頃開通するのか、そこのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほども答弁させていただきましたとおり、今、用地交渉を進めてございますので、用地交渉が済み次第、工事発注して、早期完成を目指したいということでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「分かりました」の声あり）

ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第115号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（三浦清人君） 日程第16、発議第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ただいま事務局長に朗読いただいたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議員派遣について

○議長（三浦清人君） 日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

日程第18 閉会中の継続審査申出について

○議長（三浦清人君） 日程第18、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

民生教育常任委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。民生教育常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、民生教育常任委員会から申出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

日程第19 閉会中の継続調査申出について

○議長（三浦清人君） 日程第19、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会、東日本大震災対策特別委員会、議会活性化特別委員会、消防防災施設災害復旧補

助事業等調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、各委員会からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

ここで、町長より挨拶がありましたら許可いたします。町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げさせていただけます。

9月2日に開会いたしまして、本日17日まで16日間、9月定例議会でございましたが、本定例議会に提案させていただきました議案、全て認定をいただきましたこと、改めて厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

大変、我々の事務方の手続不届きということで、大変議員の皆様方にはご迷惑をおかけいたしました。本当に私も初めてです、意見を頂戴いたしましたのは。それほど我々としては厳粛に受け止めて、再発防止に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞこれからもご指導をいただけますようにお願いを申し上げたいと思います。

なお、早いもので令和2年ももう半年過ぎます。復興計画10年のこの南三陸町の歩みでございましたが、残すところあと半年ということになりました。本当に復興の完遂ということに向けて、我々職員含め、一生懸命あと残り半年、頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞ議員の皆さんにもご指導賜りますように、心からお願いを申し上げさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。お世話になりました。

○議長（三浦清人君） 私のほうからも一言申し上げたいと思います。

長時間にわたりましての今定例会、大変お疲れさまでございました。

先ほども申し上げましたように、決算審査特別委員長には大変御苦労をおかけいたしました。ありがとうございました。

今決算審査特別委員会、議案の修正、訂正、謝罪で何か締めくくったような感じをいたしておりますし、また、先ほど町長が申し上げましたとおり、意見書、附帯決議をして、その意見書が提出されたということは、南三陸町にあって初めてのことかなと思っております。

それだけ重大な事件であったということを町長以下職員の皆さんも肝に銘じていただきたいと思うわけであります。一体、職員は何しに役場に行っているんだというような苦情、意見でなく苦情なんでしょうね、が早くも寄せられております。もう少し危機感を持って、緊張感を持って仕事に専念をしていただきたいと、私のほうからも申し添えさせていただきたいと思います。

コロナの問題、まだまだ続くようあります。私、この機会のたびに皆さんに申し上げますけれども、万が一にも議員の中から、あるいは役場の職員の中から出るようなことは絶対ないように、日常の生活に十分に気をつけていただいて、自粛をしていただいて、過ごしていただきたいと、心からのお願いあります。よろしくお願いしたいと思います。

これをもちまして、令和2年第7回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時25分　　閉会